

# 総務委員会議案説明資料

令和3年3月23日

件名	頁
1 第43号議案 足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例	2
2 第44号議案 足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	5
3 第45号議案 花畑川環境整備その1工事請負契約	7

(総務部)

# 第 4 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 3 月 2 3 日

件 名	<b>足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例</b>
所管部課名	総務部 総務課
内 容	<p><b>1 概要</b> 事業者への情報漏洩等による令和 3 年 3 月 4 日付職員の懲戒処分を受け、区長、副区長、教育長がその監督責任と区民への陳謝の意を表するとともに、自ら厳しい姿勢を示すため、特別職の給与を減額する。</p> <p><b>2 内容</b> 区長、第一・第二副区長、教育長の給料月額を次のとおり減額する。</p> <p style="margin-left: 40px;">区長・・・・・・・・・・令和 3 年 4 月から 6 月分まで      50%</p> <p style="margin-left: 40px;">第一・第二副区長・・令和 3 年 4 月から 6 月分まで      30%</p> <p style="margin-left: 40px;">教育長・・・・・・・・・・令和 3 年 4 月から 6 月分まで      50%</p> <p style="margin-left: 40px;">※なお第一副区長は令和 3 年 3 月 2 8 日、教育長は令和 3 年 3 月 3 1 日で任期満了となるため、上記相当額を退職手当から減額する。</p> <p><b>3 条例案</b> 別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 3 年 4 月 1 日から施行（ただし第 3 条の規定は公布の日から施行する）。</p>
今後の方針	職員の更なる綱紀粛正を図り、区民の区政に対する信頼回復に努める。

## 足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例（案）

（区長等の給料月額）

第1条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第13号。以下「給料条例」という。）第2条の規定にかかわらず、区長の給料の月額は、給料条例別表第1に掲げる区長の給料月額からその100分の50に相当する額を減じて得た額とし、足立区副区長の担任事項及び区長の職務代理の順序に関する規則（平成29年足立区規則第18号。以下「規則」という。）第2条第1項の表に掲げる第二副区長である副区長の給料の月額は、給料条例別表第1に掲げる副区長の給料月額からその100分の30に相当する額を減じて得た額とする。ただし、給料条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和34年足立区条例第4号。以下「手当条例」という。）第3条の規定の適用については、この限りでない。

（端数計算）

第2条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（第一副区長及び教育長の退職手当）

第3条 手当条例の規定にかかわらず、この条例の公布の日から令和3年3月31日までにおいて、規則第2条第1項の表に掲げる第一副区長である副区長が退職した場合における退職手当の額は、手当条例の規定に基づき算出された副区長の退職手当の額から次の表の1の項の左欄に掲げる額を減じて得た額とし、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が退職した場合における退職手当の額は、手当条例の規定に基づき算出された教育長の退職手当の額から次の表の2の項の左欄に掲げる額を減じて得た額とする。

1 給料条例別表第1に掲げる副区長の給料月額から右欄に掲げる額を減じて得た額に3	給料条例別表第1に掲げる副区長の給料月額からその100分の30に相当する額を減じて得
--	--

を乗じて得た額	た額（その額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
2 給料条例別表第1に掲げる教育長の給料月額から右欄に掲げる額を減じて得た額に3を乗じて得た額	給料条例別表第1に掲げる教育長の給料月額からその100分の50に相当する額を減じて得た額（その額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

（失効）

- 2 第1条及び第2条の規定は、令和3年6月30日限り、その効力を失う。

（提案理由）

区長及び副区長の給料月額並びに副区長及び教育長の退職手当を減額する必要があるので、この条例案を提出いたします。

# 第 4 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 3 月 2 3 日

件 名	足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務手当に関し、規定整備を行う。</p> <p><b>1 改定内容</b></p> <p>付則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」に改める。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>公布の日から施行し、令和 3 年 2 月 1 3 日から適用する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	<p>当該条例が議決された場合、足立区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正を行う。</p>

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>付 則 (当初制定付則)</p> <p>2 保健所等に勤務する職員が、<u>新型コロナウイルス感染症 (新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和2年政令第11号) 第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u> から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>3～4 (省略)</p>	<p>付 則 (当初制定付則)</p> <p>2 保健所等に勤務する職員が、<u>新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u> である感染症をいう。) から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p><u>付 則 (この一部改正条例のもの)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。</u></p>

# 第 4 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 3 月 2 3 日

件 名	<b>花畑川環境整備その1工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b>           株式会社東京三田組                                   代表取締役 三田 哲司                                   東京都足立区北加平町21番2号</p> <p><b>2 契約金額</b>               501,050,000円                                   (落札率99.96%)</p> <p><b>3 契約方法</b>               指名競争入札</p> <p><b>4 契約番号</b>               2足総契契第010571号</p> <p><b>5 工 期</b>                   令和5年11月20日</p> <p><b>6 工事場所</b>               足立区辰沼二丁目16番から神明二丁目8番先                                   ※別紙のとおり</p> <p><b>7 工事内容</b></p> <p>    (1) 護岸工</p> <p>        ア 護岸工 (アンカーピオストーン：自然石工法)   1,777㎡</p> <p>        イ 護岸基礎工   453.8m</p> <p>        ウ 天端工   453.8m</p> <p>    (2) 端部処理工</p> <p>        ア 小口止め工   2箇所</p> <p><b>8 そ の 他</b></p> <p>    (1) 仮契約年月日        令和3年 2月24日</p> <p>    (2) 入札・開札年月日   令和3年 2月22日</p> <p>    (3) 入札参加事業者数   14者 (辞退11者、不参加2者)</p> <p>    (4) 予定価格            501,239,200円 (事後公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	



工事区間延長  $L = 406.1 \text{ m}$  (兩岸)  
施工幅員  $W = 33.9 \text{ m}$